

令和 6 年 11 月 26 日開催

令和 6 年度

第 3 回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録

いわき市情報公開・個人情報保護審議会

**1 開催日時** 令和6年11月26日（火）

午後1時40分から午後2時45分まで

**2 開催場所** 市役所3階 第3会議室

**3 出席者** いわき市情報公開・個人情報保護審議会委員9名出席

(1) 審議会委員

鵜沼 理人

大和田 洋

金田 晴美

黒田 涼子

佐藤 信一

高沢 祐三

田中 みわ子

中尾 剛

宮下 朋子

(※欠席委員：服部 裕)

(2) 事務局職員

千葉 伸一郎 (総務部長)

大平 賢一 (総務部次長兼総合調整担当)

草野 秀智 (総務課長)

本田 智志 (総務課主幹兼課長補佐)

佐々木 洋和 (総務課文書係長)

吉田 裕史 (総務課文書係主査)

(3) 説明課

情報公開制度の見直しについて（総務課）

**3 会長の選出**

- ・委員から佐藤委員を推薦する意見があり、他の委員もこれを承認したため、佐藤委員を会長とすることに決定した。

**4 会長職務代理者の指名**

- ・佐藤会長が中尾委員を指名し、中尾委員が了承した。

**5 議事の概要**

(1) 会議の開催形式について

条例の定めにより、原則公開とした上で、特に必要があると認めるときは審議会に諮って非公開とできることとなっており、今回の審議が、個別具体のプライバシーに関する事例に触れるおそれがないことから、公開することとした。

(2) 会議録の作成について

議事に直接関係する発言又は説明のみを記録し、委員名を記録しない要点筆記方式で作成することとした。

(3) 意見聴取事項の審議について

ア 情報公開制度の見直しについて（説明課：総務課）

【主な意見等】

委員：規定等を設けない場合でも、権利濫用による拒否をした事例もあるようですが、運用上難しくなることが想定されますので、規定を設ける方向でもよいと思います。資料の例の中では、訓示的規定がよいと思います。

委員：事例にあるような請求がなされた場合には、担当部署等が非常に困ることが想定されますので、運用しやすいように整理すべきだと思います。訓示的規定がよいと思います。

委員：中核市の中では、5件の事例があったということですが、そのうち2件は規定等を設けていない市だったということですので、どう対応したのか気になります。いわき市の現状に合わせて適切な形を検討していく必要があると思います。規定等を設ける方向もありだと思います。

委員：いわき市の状況を確認したいのですが、対応に困る事例はありますか。

説明課：様々な請求者の方はいますが、本市で権利濫用を理由に拒否した事例はありませんし、資料で紹介した事例程のものはありません。

今後、請求権者を市民等以外の方にも拡大する方向で進める予定となりますので、これまでに無かった請求がある可能性もあることから、全国の事例や状況も踏まえつつ適切な制度となるよう、検討事項として提案したものです。

委員：何も規定等が無い中で、そのような請求があった場合、対応が非常に困難となることは理解します。権利を制限するような規定を役所側の理屈だけで加えるのもどうかと思いますが、一定の規定はあってもよいと思う。

委員：請求権者を拡大していく方向であれば、権利濫用防止の規定は必要かと思います。中核市の例の中では、富山市の条例では、拒否した場合の規定まで設けており、事務的にはやりやすいのではないかと思います。しかし、権利濫用に相当するような事例があったわけではないの

であれば、改正を進める理由として弱いように感じます。

委員：情報公開条例の目的を見ますと、条例に権利濫用による拒否の規定を設けるのは抵抗があります。しかし、開示請求の処理を適切に進めるうえでは、請求者に補正などの協力を求めることが必要な場合もありますので、他市事例にあるような、大量請求や特定困難な請求などに対しては、分割するとか範囲を絞るなどの補正について、請求者に伝わるような仕組みにしていける必要があると思います。

委員：いわき市で他市事例と同じ請求がなされたとした場合には、大変な苦勞をすることになると思われます。他市での対応事例などを参考にすれば、効率的な運用もできるのではないかと思います。資料に他市の規定例がありますが、それほど縛りがあるものとは思えませんし、こうした規定があるのはおかしいというような内容ではないと思います。こうした規定により、市側の負担が軽減され、適正な運用に繋がるのであれば設けた方がよいと思います。

委員：規定は設けるべきだと思います。ただし、厳しい縛りを設けるよりも、要綱や手引きなどを整理したうえで、規定を設けるのがよいと思います。

委員：他の委員からは何らかの規定があつた方がいいとの意見が多かったかと思います。規定等を設けたとして、そのような請求をどこまで防げるかはわかりませんが、無いよりは設けた方が適切な運用に繋がるように思います。また、規定を設けた場合でも、情報開示制度の目的に沿うものはこれまで通り受け付けられますし、目的から外れた請求は受け付けません、ということですから特に問題ないと思います。

## 6 その他

特になし

以上閉会